



ス協第56号
令和3年4月27日

鳥取県知事 平井 伸治 様

公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会長 中永 廣樹



令和2年度事業報告書(鳥取県立布勢総合運動公園)について

このことについて、鳥取県立布勢総合運動公園の管理運営に関する協定書第10条の規定に基づき別紙のとおり提出します。

令和2年度 事業報告書

施設名：鳥取県立布勢総合運動公園

指定管理者 公益財団法人鳥取県スポーツ協会

目次

1	管理運営の体制	1
	(1) 管理運営の組織	
	(2) 日常の職員配置	
	(3) 職員に係る雇用条件および労働状況	
	(4) 関係書類の整備について	
2	管理業務の実施状況	2
	(1) 受付・案内業務	
	(2) 利用許可業務	
	(3) 利用調整業務	
3	外部委託による維持管理	3
4	施設設備の維持管理	4
	(1) 清掃業務	
	(2) 設備等保守点検業務	
	(3) 日常点検業務	
	(4) 遊具点検保守業務	
	(5) 修繕業務	
5	スポーツ・レクリエーション振興	5
	(1) 利用指導業務	
	(2) スポーツ・レクリエーション振興業務	
6	利用促進、サービス向上	6
	(1) 宣伝広報業務	
	(2) 自主事業の実施	
	(3) 施設及び設備の設置	
	(4) 高齢者・障がい者に配慮した公園づくり	
7	事件、事故の防止措置と緊急時の対応	7
8	利用者数および利用料金の収入状況	8
	(1) 利用者の利用状況	
	(2) 利用に係る料金の収入の実績	

9	収支状況	8
10	その他	9
	(1) 県内発注	
	(2) 障がい者又は高齢者の就労機会の確保	
	(3) 県、関連施設管理者等との連携業務	
	(4) 県が実施する工事等	
	(5) 備品の管理	
	(6) AEDの管理	
	(7) J-ALERTの取扱い	
	(8) 電力の調達	
	(9) 環境に配慮した施設運営	
	(10) 喫煙対策	
	(11) 駐車場	
	(12) ネーミングライツの取扱い	
	(13) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応	

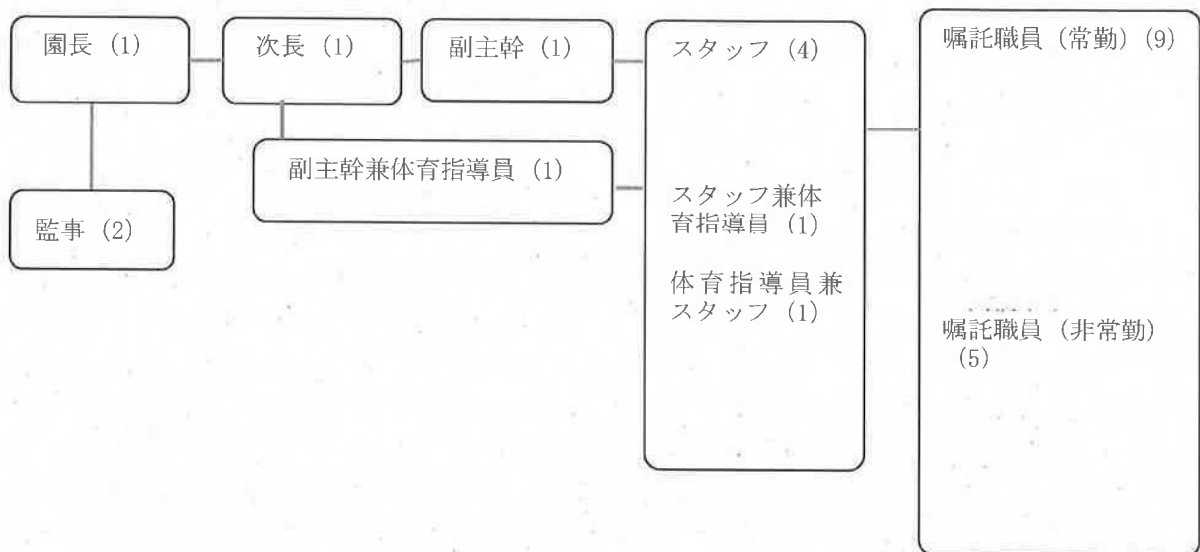
1 管理運営の体制

(1) 管理運営の組織

①実施体制

- ・施設の統括責任者として園長1名を配置した。
- ・管理運営責任者として次長1名を配置した。
- ・園長・次長の他に計17名の常勤職員（嘱託職員（常勤）含）、嘱託職員（非常勤）5名を配置した合計24名で当館の管理運営業務を行った。
- ・監事（2名）による外部監査を年2回実施した。

○布勢総合運動公園管理運営体



②資格技術者の配置

○防火管理者（正職員）

- ・甲種防火管理者2名を配置した。

○電気主任技術者（嘱託職員（常勤））

- ・を配置した。

(2) 日常の職員配置

①標準的な職員配置の考え方

- ・布勢公園の敷地は広く、有料施設を複数所有しているため、事務所を陸上競技場内及び県民体育館内にそれぞれ置き、専門的知識を有する職員を中心に常駐させるよう配置した。また、それぞれの管理責任者として、陸上競技場事務所に園長、県民体育館事務所に次長を配置した。（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じるため、緊急時は連絡の取れる体制を整えた。）
- ・会計事務に精通した主たる職員を陸上競技場事務所に配置し、補助のための職員を陸上競技場事務室及び県民体育館事務室にそれぞれ配置した。

- ・開館時間中はいつでも利用料金の収受ができるよう、受付に常時1名以上配置した。
- ・公園利用者にスポーツ・レクリエーションの指導・助言を行い、かつ陸上競技場及び県民体育館のトレーニングルームでの指導等を行うため、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の有資格者を1名以上配置した。

【有資格者：2名】

資格名（旧資格名）	人数	職員名（競技名）
コーチ3（コーチ）	2名	（バドミントン） （卓球）

- ・施設の管理運営に特化した、上級体育施設管理士等の有資格者を1名以上配置した。
- ・公益財団法人日本体育施設協会公認体育施設管理士を1名以上配置した。

【有資格者：3名】

資格名	人数	職員名
上級体育施設管理士	1名	
体育施設管理士	2名	

- ・競技用芝グラウンドを3年以上管理した経験を有する職員を1名以上配置した。

【経験者：1名】

経験年数	人数	職員名
8年	1名	

- ・植栽管理の3年以上経験を有する職員を1名以上配置した。

【経験者：1名】

経験年数	人数	職員名
8年	1名	

- ・AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置した。（全職員受講済）。

資格等	有効期限	人数	職員名等
スポーツ応急手当プロバイダー	2021年7月	1名	
普通救命講習（AED使用法含む）	年2回	19名	全職員（非常勤除く）

（3）職員に係る雇用条件および労働状況

別紙1「労働条件等報告書」

（4）関係書類の整備について

業務関係書類は、指定期間終了後5年間保管する。

2 管理業務の実施状況

（1）受付・案内業務

口頭・電話の予約受付に加え、インターネットによる施設利用申込システムを活用し、適切にスムーズな受付を行った。

また、当日及び翌日の利用予約について、事務室に予約状況を把握するためのホワイトボードを設

置し、リアルタイムの受付を確実に行うとともに、利用に伴う必要な準備を事前に行う体制を整えている。

合宿については、一般予約と異なり早期予約が必要不可欠であることや、芝のある施設を利用する場合の調整等が関わってくるため、別途マニュアルを整えスムーズな受付に努めた。

意見・苦情については、メッセージカードボックスを事務室周辺に設置し、投函されたものに対し速やかに事実確認・対応策の検討を行い、早期（1週間以内）の対応又は回答を行った。

(2) 利用許可業務

施設利用及び申込要領に基づき、適正に利用の許可を行った。措置命令及び許可の取り消しの取り扱いはなかった。

また、減免手続きについては、減免に係る条件等の確認書類を明確にし、提示のない場合は一般料金で対応するなど徹底した処理を行った。

(3) 利用調整業務

大規模な大会やイベント（中国ブロック以上）のスムーズな利用調整を行うため、8月に大規模施設利用調整会を実施した。

中規模・小規模な大会やイベント（県レベル以下）のスムーズな利用調整を行うため、2月に施設利用調整会を実施した。

いずれも、参加者の協力を得て円滑に調整を行うことができた。

3 外部委託による維持管理

下記の施設等保安・管理等については、指定管理期間である5年の複数年契約を主とし、入札等により外部業者と委託契約を締結した。

県が示すそれぞれの仕様以上の内容により、各業者と協力しながら適切に業務を遂行した。

契約事項名	請負業者名	契約期間	契約額	発注先
陸上・野球場施設警備		H31. 4. 1～R6. 3. 31	889, 380	県内
体育館・テニス警備		H31. 4. 1～R6. 3. 31	922, 320	県内
浄化槽保守点検		R1. 7. 29～R6. 3. 31	4, 363, 773	県内
自動制御設備保守点検		H31. 4. 1～R6. 3. 31	4, 831, 200	県内
清掃		H31. 4. 1～H6. 3. 31	55, 389, 000	県内
自動扉保守点検		H31. 4. 15～R6. 3. 31	1, 932, 480	県内
大型映像装置、野球場 スコアボード装置保守		R1. 10. 1～R6. 3. 31	38, 610, 000	県外
構内電話設備保守		H31. 4. 1～R6. 3. 31	527, 040	県内
消防設備保守		H31. 4. 1～R6. 3. 31	10, 760, 400	県内
空調設備保守		H31. 4. 1～R6. 3. 31	15, 920, 800	県内
県民体育館エレベータ		H31. 4. 1～R6. 3. 31	3, 761, 748	県内

陸上競技場エレベータ	H31. 4. 1～R6. 3. 31	4, 809, 240	県内
音響設備保守	R1. 5. 1～R6. 3. 31	4, 392, 000	県外
清掃用チェアゴンドラ 及び舞台吊物装置保守	H31. 4. 1～R6. 3. 31	1, 921, 500	県外
陸上競技用機器保守	R1. 6. 1～R6. 3. 31	26, 292, 200	県外
ばい煙測定	R1. 5. 1～R6. 3. 31	349, 164	県内
テニスコートメンテナ ンス	R1. 6. 1～R6. 3. 31	1, 592, 100	県外
芝グラウンド維持管理	H31. 4. 1～R6. 3. 31	333, 455, 100	県内
造園保守（1工区）	H31. 4. 1～R6. 3. 31	73, 128, 000	県内
造園保守（2工区）	H31. 4. 1～R6. 3. 31	37, 079, 900	県内
造園保守（3工区）	H31. 4. 1～R6. 3. 31	127, 744, 100	県内
遊具保守	R1. 11. 25～R6. 3. 31	3, 575, 000	県外
移動観覧席保守	R1. 7. 1～R6. 3. 31	1, 748, 120	県内
体育館照明制御システ ム保守	H31. 4. 1～R6. 3. 31	2, 898, 920	県外
電気設備法定点検	R1. 12. 27～R2. 3. 31	6, 897, 000	県外
クライミングウォール 保守	R2. 2. 14～R6. 3. 31	2, 200, 000	県外
冬季除雪	R2. 12. 14～R3. 3. 31	1h: 12, 100	県内
バスケットゴール保守	R1. 8. 1～R6. 3. 31	2, 497, 000	県内
ナチュラルガーデン維 持管理	H31. 4. 25～H6. 3. 31	5, 430, 700	県内
野球場グラウンド整備	R2. 4. 1～R6. 3. 31	3, 960, 000	県外

4 施設設備の維持管理

(1) 清掃業務

清掃業務の主は外部委託により行っている。

職員で対応する清掃業務は、園内の施設ごとに下記の項目を実施し、チェックシートで管理した。

- ・床面拭き・掃き掃除
- ・マット類・ガラス類の清掃
- ・くず入れ、灰皿等清掃
- ・カウンター等台拭き清掃
- ・金物類みがき

・帯電美化調整剤拭き掃除

(2) 設備等保守点検業務

主要な設備等については外部委託により行っている。

電気設備については、外部委託とあわせて職員に電気技術者を置き日々の点検を適正に行った。

(3) 日常点検業務

朝の開錠及び夜の閉錠に合わせた職員による園内巡視を行うとともに、必要に応じて巡回・点検を行い、異常個所の早期発見に努め、異常がある場合には速やかに使用禁止措置及び修繕を実施した。

台風等による暴風雨や積雪のあった場合には、日常の巡視に加え危険な場所や被害状況を点検し、速やかに事務局へ報告を行った。

(4) 遊具点検保守業務

遊具は、子ども達の安全を守るため、日々の職員による点検を強化し小さな異常を見逃さないよう努めるとともに、外部委託では仕様書を上回る年2回の点検を実施した。

(5) 修繕業務

日常点検等により発見した修繕箇所は、危険性等を考慮し優先順位を考えながら速やかに修繕を行った。

また、高額な修繕については、県への要望を行った。

5 スポーツ・レクリエーション振興

(1) 利用指導業務

新型コロナウイルス感染予防対策等により、各所で制限を設けた運営方法を説明し、継続的に指導を行いながら利用いただいた。

施設・設備については利用者の利用方法を確認し、適切に指導を行った。

特にバスケットゴールは準備・撤去方法が困難であり人員も必要なことから、必ず職員1名が立ち会い指導を行った。

遊具については、対象年齢看板を掲示するなどして、安全な利用に努めた。

(2) スポーツ・レクリエーション振興業務

ア 競技スポーツの振興業務

①国体等の選手強化への支援、協力

競技団体が実施する、強化合宿・強化練習会が安全にスムーズに開催できるよう、競技団体と連携をとり準備や当日の運営に協力した。

また、各競技の専門的知識を有する職員を、監督・コーチ・選手として派遣した。

②陸上競技の普及・振興

第1種公認陸上競技場の特性を生かし、小学生を対象とした陸上教室を3教室開設するとともに短期集中型の陸上教室を開催するなどして競技力の向上に努めた。

③全国規模のスポーツイベント開催状況

- ・ Bリーグ（12月）
 - ・ ヨネックス&チアフル鳥取ドリームマッチ（2月）
- イ 身近なスポーツ・レクリエーションの振興業務
- ・ 陸上競技場及び県民体育館ロビーに総合型地域スポーツクラブの情報コーナーを設置し、周知に協力した。
 - ・ 東部地区高齢者健康運動会へ職員を派遣し、準備運動等の指導に協力した。

ウ 障がい者スポーツの普及振興に係る事業の実施

自主事業において、障がい者を対象とするスポーツ教室を2教室開催した。

6 利用促進、サービス向上

(1) 宣伝広報業務

- ・ 公園のパンフレットを作成し関係各所に配布するとともに園内に配置した。
- ・ ホームページでの情報発信として、フェイスブックによる情報提供等を行った。
- ・ 教室やイベントを新聞に掲載し広く広報した。
- ・ 鳥取県民カレッジに広報を依頼した。

(2) 自主事業の実施

ア スポーツ教室の開催（別紙2）

- ・ 新型コロナウイルスの影響により、9月までの教室を中止としたが、その後の全国的な自粛等緩和に伴い、急遽短期教室を開催し、10月以降の教室については一部制限を設けて再開するなどして対応した。

イ スポーツイベント等の開催（別紙3）

ウ 学習体験プログラムの実施（別紙3）

(3) 施設及び設備の設置

ア 自動販売機の設置

ネーミングライツの趣旨に基づき、コカ・コーラ社の自動販売機設置に配慮した。

また、JOCのオリンピック支援自動販売機1台を陸上競技場に設置した。

その他、アイスクリーム、栄養補助食品の自動販売機を設置し利便性の向上に努めた。

設置者	設置台数および販売物品	設置期間
	清涼飲料水 34 台 (内、JOCのオリンピック支援 自動販売機 1 台)	H31. 4. 1～R6. 3. 31

清涼飲料水 4 台	//
アイスクリーム 2 台	//
栄養補助食品 2 台	//

(4) 高齢者・障がい者に配慮した公園づくり

- ・気軽に筆談を申し出ただけよう窓口に耳マークを設置した。
- ・目の障害や内臓疾患者にやさしいハートプラスマークを設置した。
- ・貸し出し用の車いすを陸上競技場及び県民体育館ロビーに設置した。

7 事件、事故の防止措置と緊急時の対応

- ・緊急時における対応が適切に行えるよう、年 2 回の心肺蘇生法研修を実施した。
- ・利用者のケガや事故などが発生した際には、速やかに現場確認を行い、要請があった場合は救急車への通報及び園内への誘導を行った。
- ・年 2 回の消防訓練を行った。
- ・下記の保険に加入した。

施設賠償責任保険に加入し、万が一発生した対人事故・対物事故に対して備えた。

なお、令和 2 年度に保険適用になる事例はなし。

【保険加入状況】

●対人賠償

支払限度額 1 名 1 億円 / 1 事故 10 億円

免責金額 1 事故 1 千円

●対物賠償

支払限度額 1 事故 500 万円

免責金額 1 事故 1 千円

8 利用者数および利用料金の収入状況

(1) 利用者の利用状況 (別紙 4)

(2) 利用に係る料金の収入の実績 (別紙 5)